

# 進路だより

北九州市立特別支援学校  
北九州中央高等学園 進路支援部  
令和5年9月21日(木)  
第17号

## ◆就労移行支援事業◆

就労移行支援事業所は、学校のように通いながら、一般企業への就職を目指す障害者に対し、主に「職業訓練の提供」と「就職活動の支援」のサポートを受け、就労を目指す障害福祉サービス事業所です。サポートは、個別の支援計画に沿って、座学として、他の利用者と一緒に就職に役立つ知識や必要なスキルを学ぶこと、就職の準備をすること、就労支援員に就職や体調に関する相談することなど必要なサポートを受けることができます。また、一般就労等への移行に向けて、事業所内における作業や企業実習(インターン)を行い、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行っています。

この就労移行支援事業のサービス利用期間は、24ヶ月内での利用となっていて、職業訓練を受ける障害福祉サービス事業なので、基本的に工賃をいただくことはありません。令和5年5月現在、北九州市内には、28の就労移行事業所がありますが、所在する地域に偏りがあり、半数以上が交通の便の良い、小倉北区に集中しています。人によっては通勤に、1時間以上かかる人も出てきます。ちなみに、若松区と門司区には、就労移行支援事業所は、ありません。

## ◆就労定着支援◆

就労定着支援とは、障害者総合支援法に定められた「障害福祉サービス事業」のひとつで、障害のある方が就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるように支援することを目的としています。具体的には、就職後に生じた課題(悩みやトラブル)に対して、就労定着支援員が本人と会社を仲立ちし、相談や助言など必要な支援をおこないます。

就労移行支援は、「企業への就職」を目指す障害福祉サービス事業ですが、就労定着支援は「就職後のサポート」を目的としています。

就労定着支援の利用期間は、就職後7ヵ月目から就職後3年6ヵ月目までで、1年ごとの更新を行い、最長3年間までサポートを受けることができます。就職後の6ヵ月間は、それまで利用していた就労移行支援事業所などで就労定着支援を受けることができます。

利用条件として、障害福祉サービス事業を利用して就職しないと、この障害福祉サービスは利用することはできません。

支援していただけるケースとして

- ・仕事でたくさんのミスをしてしまう
- ・職場の人たちとうまくコミュニケーションをとれない
- ・遅刻や欠勤をしてしまう
- ・給料の管理ができず必要のないことに金銭を使ってしまう



このようなとき、就労定着支援員が本人や職場の上司らと面談をおこない、悩みや課題を解決できるようサポートしていただけるサービスです。悩みや課題を放置すると、職場の信用が得られず、本人も苦しい状況が続くため、離職につながる恐れがあります。ひとりで抱え込まず支援に頼り、何かあった時には、就労定着支援員と一緒に解決できるといいですね。